


Appendix

資料編

- 
- ・川越町総合計画条例
 - ・川越町総合計画審議会規則
 - ・諮問
 - ・答申
 - ・川越町総合計画審議会委員名簿
 - ・計画策定体制
 - ・計画策定のプロセス
 - ・住民意識調査のまとめ
 - ・子育て世代 アンケートのまとめ
 - ・第7次川越町総合計画
策定・推進に向けた職員研修
 - ・若者会議のまとめ ～持続可能なまちづくり～
 - ・基本施策別の目標値一覧表
 - ・総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係
 - ・用語解説

川越町総合計画条例

平成31年3月22日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、町民福祉の向上と住みよいまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、町が目指す将来像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた町の将来像を実現するための施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に沿って行うものとする。

2 町政の各分野における計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画(実施計画を除く。以下同じ。)を策定し、又は変更するときは、第6条に規定する川越町総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画審議会の設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川越町総合計画審議会規則

平成31年3月25日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、川越町総合計画条例(平成31年条例第4号)第6条に規定する川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、川越町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町政について優れた学識経験を有する者 4人以内
- (2) 町内の団体の役職員 6人以内
- (3) 町内に住所を有する者 4人以内
- (4) 町内に存する事務所若しくは事業所を有する者又は勤務する者 3人以内
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときに終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

諮 問

川 企 第 2 4 7 号

令和元年11月22日

川越町総合計画審議会

会長 大塚 俊幸 様

第7次川越町総合計画(案)について(諮問)

川越町長 城田 政幸

川越町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第7次川越町総合計画(案)について、貴審議会に諮問します。

答 申

令和2年11月13日

川越町長 城田 政幸 様

川越町総合計画審議会

会長 大塚 俊幸

第7次川越町総合計画(案)について(答申)

令和元年11月22日付け川企第247号で諮問のありました第7次川越町総合計画(案)について、当審議会において慎重かつ活発に議論を行い、審議した結果、新たなまちづくりの指針として適正と認められますので、この旨を答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、基本構想に掲げられたまちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、各種施策を実施するとともに下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 まちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」を実現するために、町職員をはじめ、住民一人ひとりがまちづくりの基本理念と目標を理解し、共有することが重要であり、多様な手段と機会を通じて総合計画の周知に努めること。
- 2 住民一人ひとりがまちづくりの主役となって、自助、共助のまちづくりを進めていくために、公助となる行政支援を適切に行うこと。
- 3 住民との協働のまちづくりを推進するために、住民に信頼されて、地域に貢献できる職員の育成に努め、行政と住民との意思疎通を緊密にした、人と人とのつながりを大切にした温かみのある行政運営を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策や新たな社会を指すSociety5.0(ソサエティ5.0)の進展への対応など、時代や社会の変革に対して柔軟に対応できる行政運営を行うこと。
- 5 近隣の市町や関係団体との連携などを行いながら、効率的、効果的な行政運営を行うこと。
- 6 総合計画を着実に推進するために、施策や事業の達成状況を把握するなどの実績評価を行い、必要に応じて事業の改善に努めること。

以上

川越町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

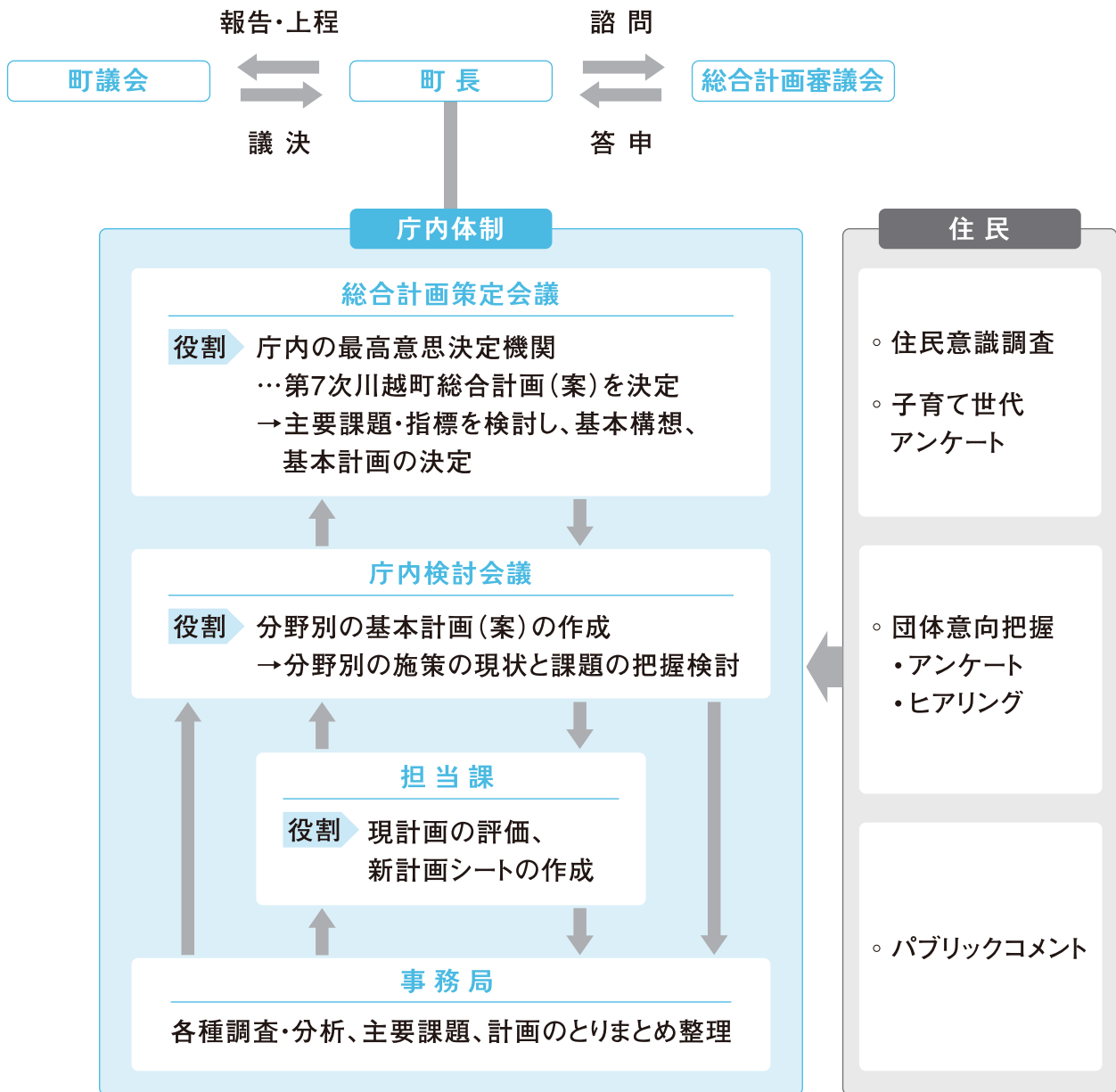
氏名	区分	役職等	
大塚 俊幸	1号委員	中部大学人文学部教授	会長
寺本 清春	”	議会議長	
森 英郎	”	総務建設常任委員会委員長	
片山 庄平	”	教育民生常任委員会委員長	
筒井 宏幸	2号委員	区長会会長	※1
廣田 真理子	”	女性会会長	
寺本 芳隆	”	教育長職務代理	
川村 喜久	”	農業委員会会長	※2
太田 正克	”	農業委員会会長	※3
水越 幸夫	”	消防団団長	
三村 宗一	3号委員	公募委員	
山下 卓司	”	公募委員(区長会会長)	※4
川村 泰代	”	公募委員	
北川 雅基	4号委員	朝明商工会事務局長	※5
瀬戸口 一美	”	朝明商工会事務局長	※6
荒川 明夫	”	(株)JERA川越火力発電所副所長	※5
田村 亨	”	(株)JERA川越火力発電所副所長	※6
先浦 宏紀	”	(株)三十三総研 総務部長兼調査部主席研究員	
加藤 志保子	5号委員	社会福祉法人川越町社会福祉協議会会長	副会長

任期等

- ※1 ~令和2年1月20日
- ※2 ~令和2年7月19日
- ※3 令和2年7月20日~
- ※4 令和2年1月20日~2号委員(区長会会長)を兼務
- ※5 ~令和2年3月31日
- ※6 令和2年4月1日~

計画策定体制

計画の策定にあたっては、住民参加のプロセスを取り入れるとともに、庁内においては、全職員参加の計画づくりを進めました。



計画策定のプロセス

川越町総合計画審議会

日程	名称	内容
令和元年11月22日	第1回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 策定体制とスケジュールについて ・ 第6次川越町総合計画後期基本計画の実績・評価について など
令和2年3月2日	第2回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来人口推計について ・ 住民意識調査の結果について ・ 川越町の現状分析と今後のまちづくりの主要課題について
令和2年4月	第3回 川越町総合計画審議会(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次川越町総合計画基本構想(案)について ・ 施策体系について
令和2年8月6日	第4回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7次川越町総合計画基本計画(案) ・ 基本方針1について ・ 基本方針2について
令和2年8月18日	第5回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7次川越町総合計画基本計画(案) ・ 基本方針3について ・ 基本方針4について
令和2年8月25日	第6回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7次川越町総合計画基本計画(案) ・ 基本方針5について ・ 重点施策について
令和2年11月13日	第7回 川越町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7次川越町総合計画(案)のパブリックコメントについて ・ 第7次川越町総合計画(案)の答申案について ・ 答申

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面会議として開催

川越町総合計画策定会議

日程	名称	内容
令和元年11月11日	第1回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 策定体制とスケジュールについて 将来人口推計について 住民意識調査について 第6次川越町総合計画後期基本計画の実績・評価について
令和2年2月26日	第2回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 将来人口推計について 住民意識調査の結果について 川越町の現状分析と今後のまちづくりの主要課題について
令和2年3月27日	第3回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> まちの将来像について
令和2年4月15日	第4回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本構想(案)について 施策体系について
令和2年7月29日	第5回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本計画(案)について
令和2年8月17日	第6回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本計画(案)について
令和2年11月5日	第7回 川越町総合計画策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画(案)のパブリックコメントについて

川越町総合計画庁内検討会議

日程	名称	内容
令和元年11月8日	第1回 川越町総合計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 策定体制とスケジュールについて 住民意識調査について 第6次川越町総合計画後期基本計画の実績・評価について
令和2年2月19日	第2回 川越町総合計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査の結果について 川越町の現状分析と今後のまちづくりの主要課題について 将来人口推計について 第6次川越町総合計画後期基本計画の実績・評価について
令和2年3月13日	第3回 川越町総合計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画まちの将来像の検討について
令和2年4月13日	第4回 川越町総合計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本構想について 施策体系について
令和2年7月15日	第5回 川越町総合計画庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画重点施策の検討について

町議会

日程	名称	内容
令和2年3月13日	川越町議会 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 策定体制とスケジュールについて 将来人口推計について 住民意識調査の結果について
令和2年6月19日	川越町議会 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本構想(案)について
令和2年9月18日	川越町議会 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本計画(案)について
令和2年12月8日	令和2年第4回 川越町議会定例会	<ul style="list-style-type: none"> 第7次川越町総合計画基本構想[可決]

協働のまちづくりに向けた各種住民意識調査

日程	名称	内容
令和元年10月3日	子育て世代アンケート調査	対象：ハピ★ママ Happy Share Party の参加者 配布・回収数:59票
令和元年10月～ 11月	住民意識調査	対象：川越町在住の18歳以上の男女 配布数：3,000票 回収数：1,475票 有効回収数：1,469票 有効回収率：49.0%
令和2年3月16日～ 3月18日 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体アンケート ・ 団体ヒアリング 	ごみ対策協議会、アイリスかわごえ、健康かわごえ推進協議会、食生活改善推進協議会、体育協会、川越FAGクラブ、青年団、青少年育成町民会議、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、身体障害者福祉会、NPO法人子育てサポートほっとまむ、社会福祉法人日の本福祉会、民生・児童委員協議会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、青少年育成指導員連絡協議会、四日市北地区交通安全協会川越支部、朝明商工会、朝明商工会青年部、朝明商工会女性部、子ども会育成者連絡協議会、文化財調査委員会、女性会、遺族会、川越北学童保育所、川越南学童保育所、ひばり保育園、あいあいホール企画委員会、川越音頭保存会、区長会、消防団、社会福祉法人川越町社会福祉協議会、JAみえきた(四日市中部営農センター川越事業所) ※順不同 アンケート…28団体 ヒアリング…22団体
令和2年9月14日～ 10月9日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧場所：役場、総合センター、町ホームページ

住民意識調査のまとめ

1. 調査の目的

第7次川越町総合計画の策定に向けて、現在の川越町に対する評価や今後のまちづくりへの住民の意向を把握し、計画策定に役立てるため、住民意識調査を実施しました。

なお、同様の調査を平成21年度、平成26年度にも実施しており、今回はその前回調査、前々回調査と比較したグラフを掲載して取りまとめています。

2. 調査対象と回収結果

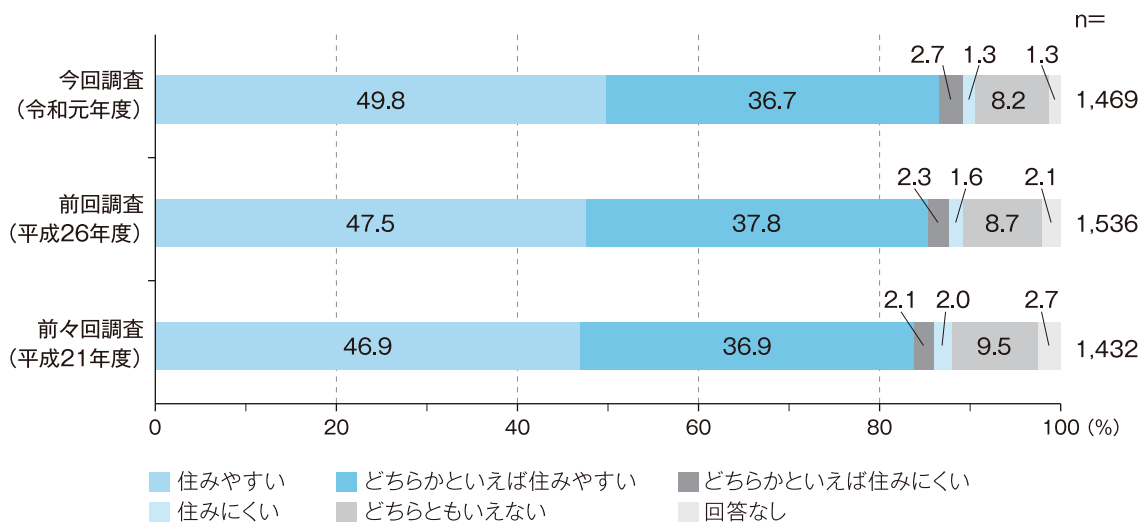
- 調査対象:川越町在住の18歳以上の男女(無作為抽出法)
- 調査時期:令和元年10月～11月
- 配布数:3,000票、回収数:1,475票
- 有効回収数:1,469票、有効回収率:49.0%(平成26年度:51.2%、平成21年度:47.7%)

3. 調査結果

① 川越町の住みやすさ

問：あなたは、川越町は住みやすいまちだと思いますか？

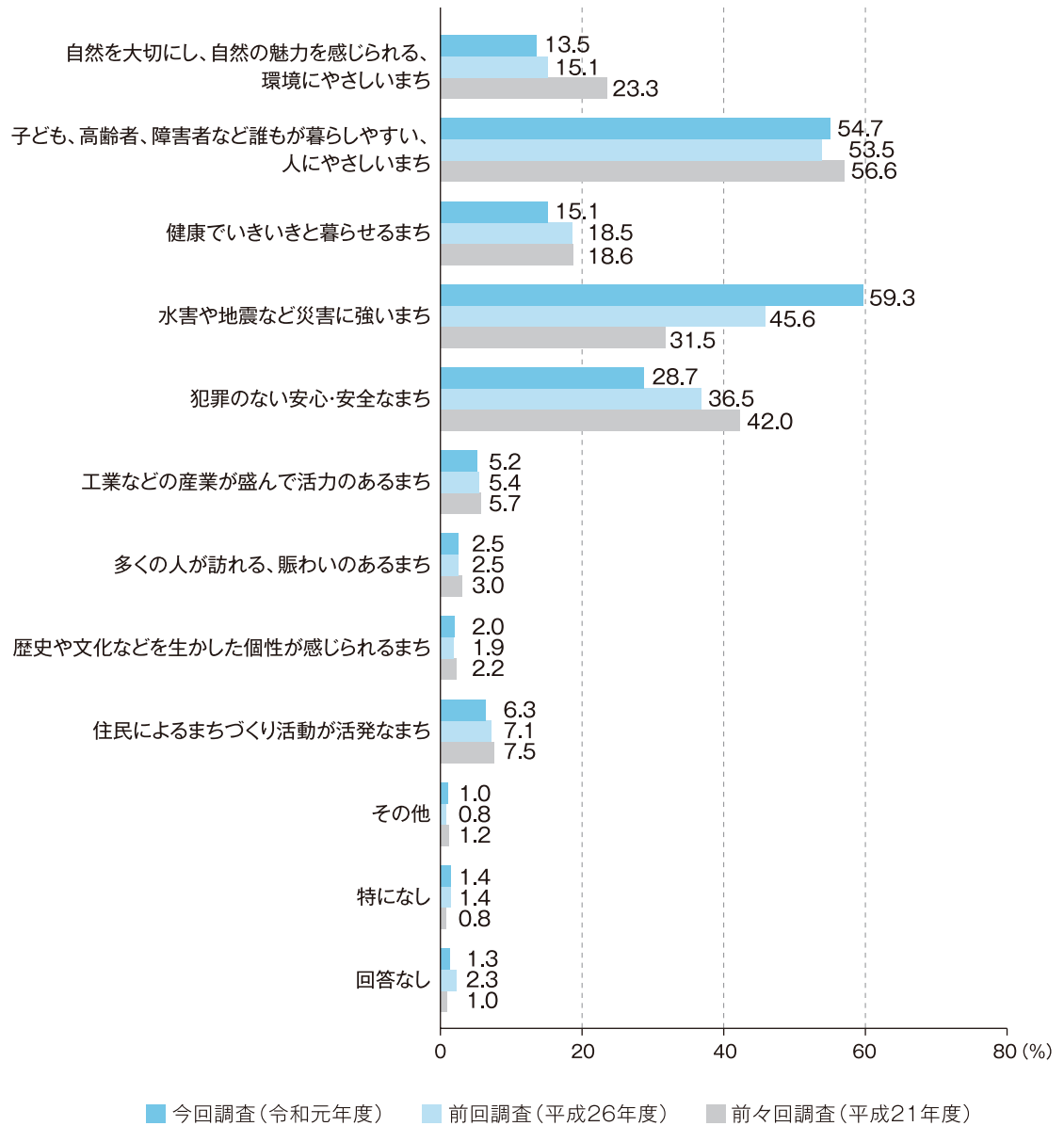
「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて8割以上を占めています。



② まちの将来イメージ

問：あなたは、川越町が今後、どのようなイメージのまちをめざすべきだと思いますか？

災害に強いまちや、人にやさしいまちを、将来のまちのイメージとして望んでいます。



③ 施策の重要項目（暮らしの満足度と今後のまちづくりの重要度）について

問：あなたは57項目の取り組みについて、どの程度満足されていますか？また、今後の行政を進めるにあたって、どれくらい重要であると思われますか？

「津波対策」をはじめ、「水害対策」、「地震対策」、「交通安全対策」、「防犯対策」、「歩行環境整備」、「水辺環境の整備・保全」、「不法投棄の防止」、「生活道路整備」、「鉄道や駅の利便性」が重点改善項目となっています。

Aランク：【重点改善項目】

（満足度が低く、重要度が高い）～最優先で改善が求められるもの～

Bランク：【重点維持項目】

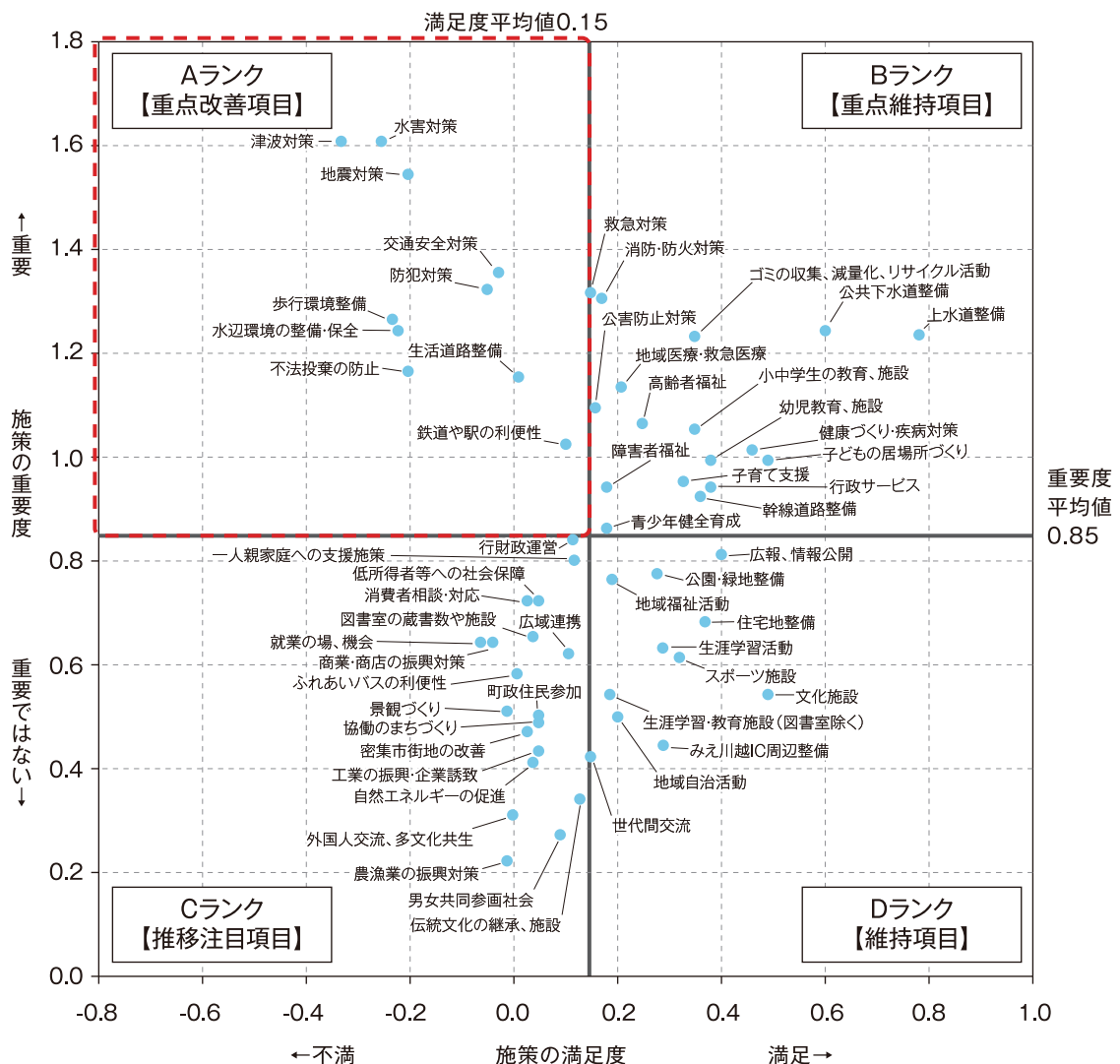
（満足度が高く、重要度も高い）～おおむね満足が得られているが、引き続き維持・充実していることが求められるもの～

Cランク：【推移注目項目】

（満足度が低く、重要度も低い）～重要課題ではないが、今後の推移を注目していくことが求められるもの～

Dランク：【維持項目】

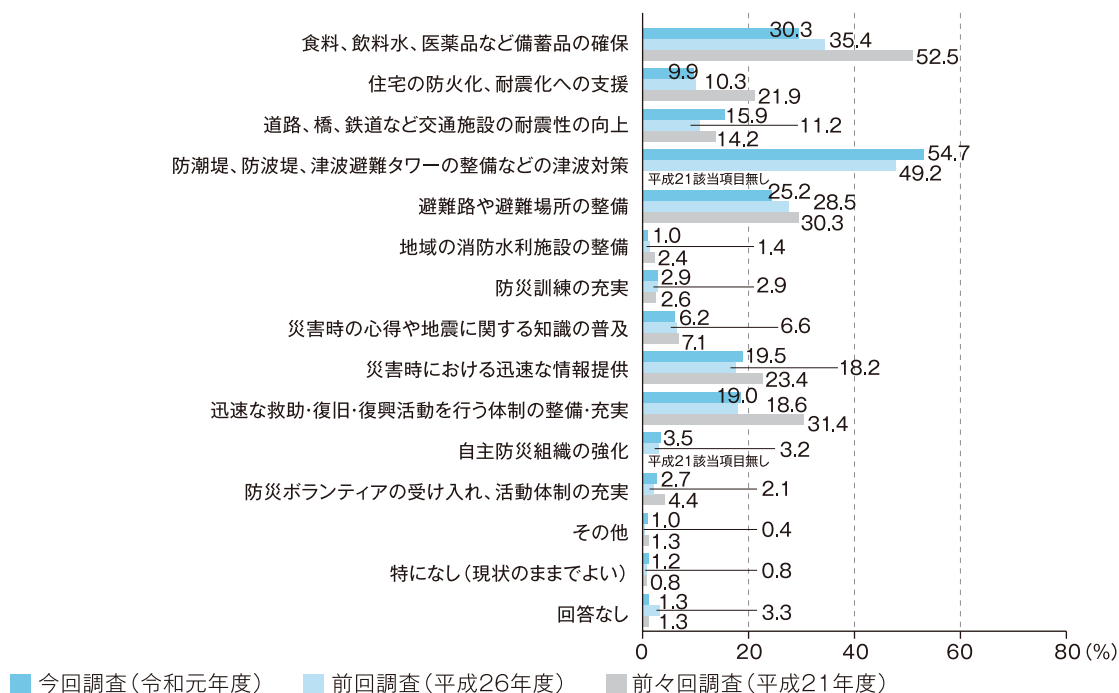
（満足度が高く、重要度が低い）～このままの状態を保つことが求められるもの～



④ 災害対策

問：あなたは、南海トラフ巨大地震や集中豪雨などの災害に備えて、川越町ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

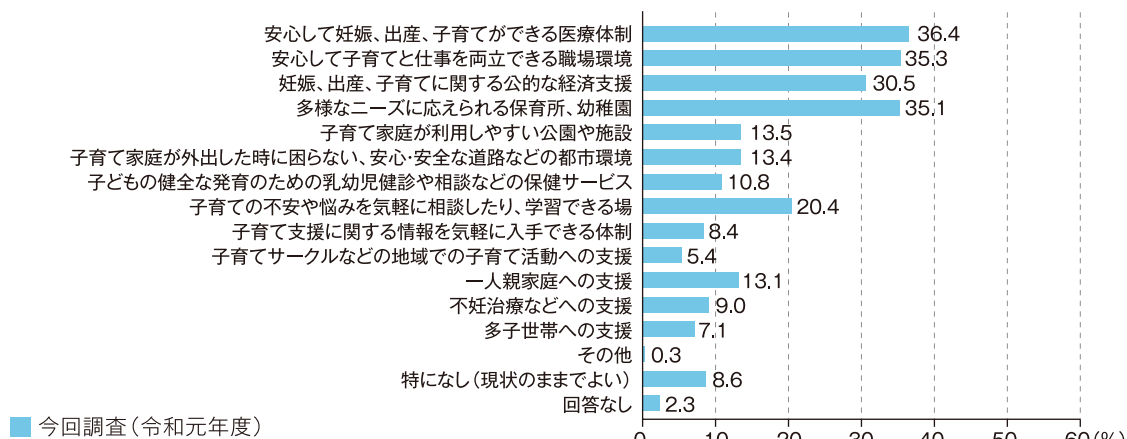
災害に備えて、津波対策をはじめ、備蓄品の確保、避難路・避難場所の整備などに力を入れることが望まれています。



⑤ 子ども・子育て施策

問：あなたは、川越町の子ども・子育て施策に対して、行政等がどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

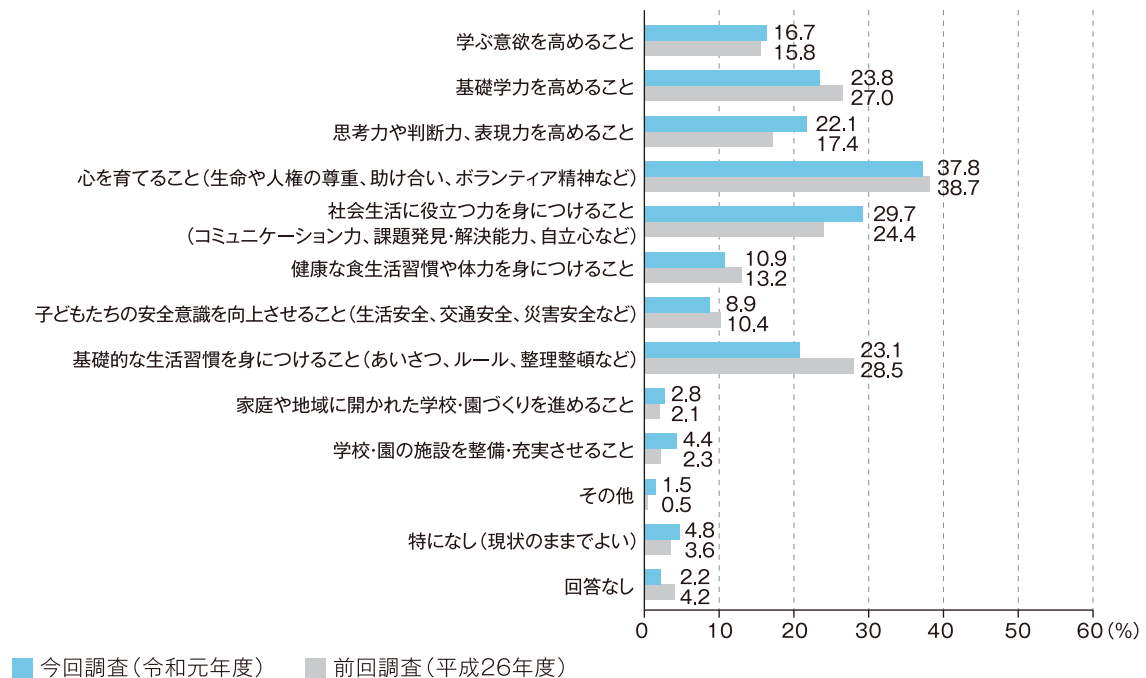
医療体制、子育てと仕事を両立できる職場環境、保育所・幼稚園での多様なサービス提供、子育て等に係る経済的な支援の充実、子育て相談の場などに力を入れることが望まれています。



⑥ 学校教育

問：あなたは、川越町の学校教育として、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

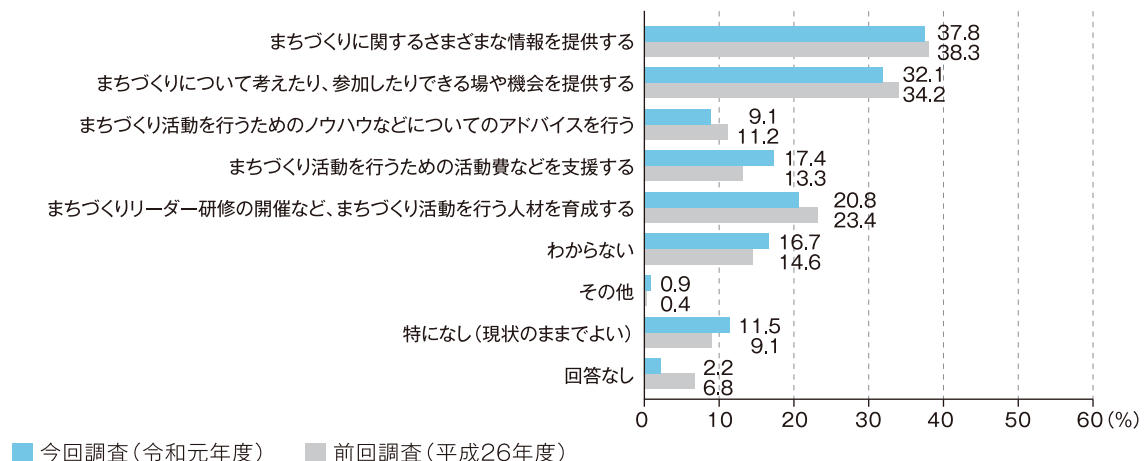
助け合いや思いやりなどの豊かな心を育むこと、社会生活に役立つ力を高めること、基礎学力を高めること、あいさつなどの生活習慣を身につけることに力を入れることが望まれています。



⑦ 住民参加や住民主体のまちづくりを推進するために町として行うべきこと

問：あなたは、住民参加や住民主体のまちづくりを推進するうえで、町としてどのようなことを行うべきだと思いますか？

まちづくりの情報を提供すること、まちづくりへの参加の場や機会の提供、リーダー等の人材育成、活動費助成が望まれています。



子育て世代 アンケートのまとめ

1. 調査の目的

子育て世代の方々の目線で、川越町の住みやすさ、子育ての魅力、必要な子育て施策などを把握し、住みたい、住み続けたい川越町にするための検討資料を作成することを目的に、アンケート調査を実施しました。

2. 調査対象と回収結果

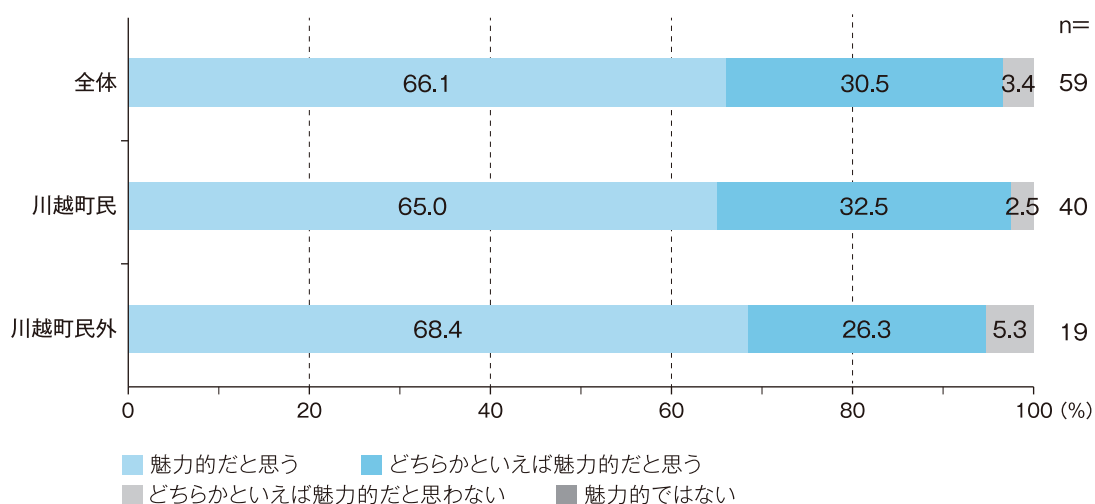
令和元年10月3日(木曜日)に川越町いきいきセンター2階で開催された「ハピ★ママ Happy Share Party」に参加している子育て世代の方を対象にアンケートを行い、59名から回答していただき、そのうち川越町民は40名となっています。

3. 調査結果

① 川越町の子育ての魅力度

問：あなたは川越町が子育てする場所として魅力的だと思いますか？

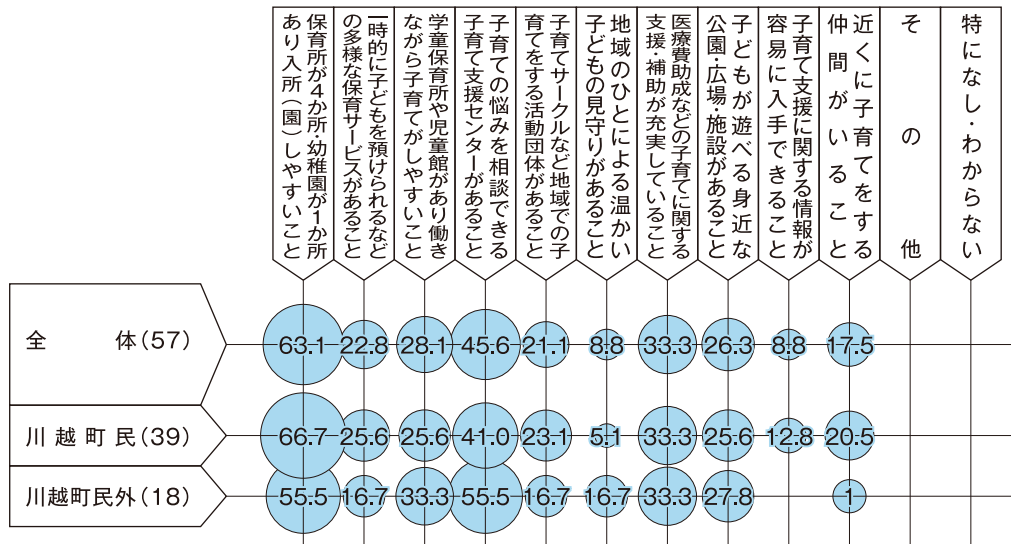
「魅力的だと思う」、「どちらかといえば魅力的だと思う」をあわせた96.6%が子育てする場所として魅力的な場所だと考えています。



② 子育て環境が魅力的な理由

問：あなたにとって、川越町の子育て環境が魅力的な理由は何だと思いますか？

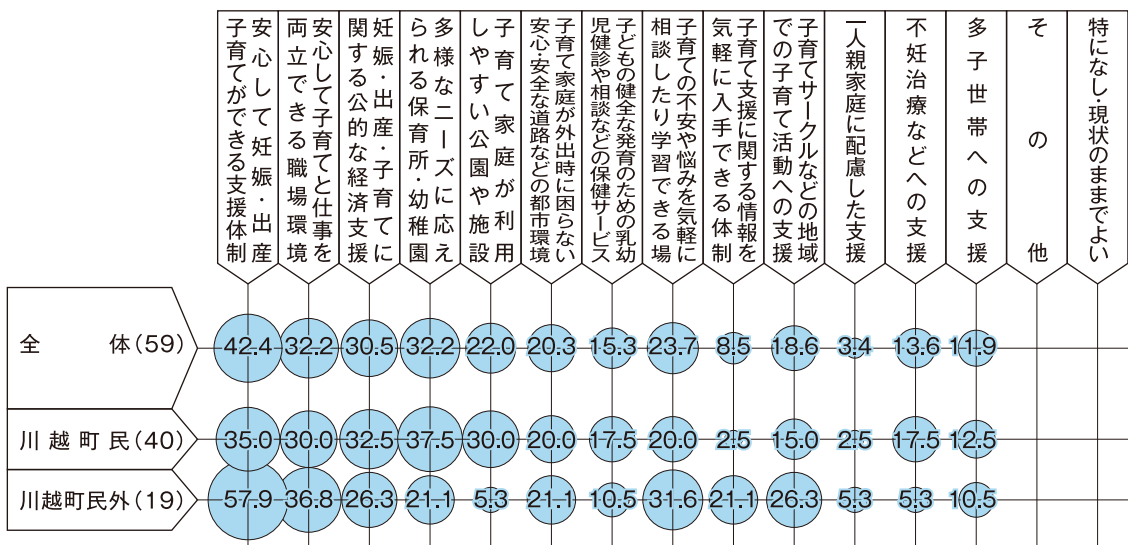
「保育所が4か所、幼稚園が1か所あり、入所(園)しやすいこと」、「子育ての悩みを相談できる子育て支援センターがあること」、「医療費助成などの子育てに関する支援・補助が充実していること」、「学童保育所や児童館があり、働きながら子育てがしやすいこと」などを理由にしています。



③ 今後、力を入れるべき子育て施策

問：あなたは、子ども・子育て施策に対して、行政等がどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

「安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制」、「安心して子育てと仕事を両立できる職場環境」、「多様なニーズに応えられる保育所・幼稚園」、「妊娠、出産、子育てに関する公的な経済支援」などに力を入れていくことを望んでいます。



第7次川越町総合計画 策定・推進に向けた職員研修

1. 趣旨・目的

第7次川越町総合計画の策定に向け、町の課題や社会潮流の変化等に対応しつつ、将来を見据えた行政運営などについての見識を深めるとともに、新たな時代におけるまちづくりを考えるため、令和元年10月11日(金曜日)に、四日市大学学長の岩崎恭典教授を講師にお招きし、「新しい時代に求められる総合計画と行政の役割～視点・目線を変えて川越町を考える～」をテーマに職員研修を行いました。(28名の職員が参加)



2. 研修内容

講演では、「職員が第一に考えるべきこととして、海拔0メートル地帯である川越町においては、住民の安全と安心の確保であり、自助・公助・共助の連携により、住民の生命をどう守っていくのかが非常に重要である。また、協働のまちづくりの推進に向け、職員のコミュニケーション能力や合意形成能力の向上が求められる。今後の超高齢社会では、生活支援や介護予防などは、これまでのように行政や社会福祉協議会で担っていくことが困難になることから、昔のように地域の住民同士の助け合い・支え合いなどで補っていく仕組みを今から考えていく必要がある」とのお話をいただきました。

講演後は職員が5つのグループに分かれ、川越町において「着目すべき社会動向」、「10年後の川越町の課題」、「第7次川越町総合計画策定にあたって留意すべきこと」などの検討を行いました。「新旧住民の交流の機会づくり」、「子どもたちが住み続けたいくなるまちづくり」、「外国人のことも考えたまちづくり」、「地域の支え合いの仕組み、組織づくり」、「公共施設の老朽化対策」などの重要性を提案しました。

3. 総合計画への反映

職員研修後の第7次川越町総合計画庁内検討会議では、10年後の川越町がめざす将来像・キャッチフレーズを考えるグループワークや今後5年間で重点的に進めていく施策・事業を検討するグループワークなども行い、これらの結果をもとに、第7次川越町総合計画の将来像や重点施策に反映しました。

若者会議のまとめ

～持続可能なまちづくり～



1. 趣旨・目的

第7次川越町総合計画の推進に向けて、町外からの目線と若者ならではの発想で、川越町の強みをさらに強く、弱みを補うための提案や、誰もが住みたくなる川越町にしていくための将来イメージ像などを把握することを目的に、三重大学の学生との意見交換を行いました。

2. 開催日

令和3年2月5日(金曜日)午後1時半から川越電力館テラ46で、町長と朴 惠淑三重大学特任教授、三重大学生、大学院生、留学生の6名が川越町のまちづくりについて意見交換をしました。

3. 開催結果

6名の学生からは、以下のような様々な視点で提案がありました。

- 「ないものねだりより、あるものさがし」の考えで、町の魅力や強みを住民の声を聞きながら再発見する取り組みと、住民自身が川越町の魅力を発信していくような仕組みができると良い。
- 新型コロナウイルス感染症により、オンライン教育が発展、浸透し、今後の感染リスクを低減するためにも学校教育において、オンライン教育とオフライン教育を結合させた新しい教育を進めていけると良い。
- 町の経済発展や雇用の創出のため、農業の担い手の確保に向け、農地の利用集積と農業経営の法人化による農産物等のブランド化に取り組めると良い。また、交通の利便性を活かし、いちご狩りやトマト狩りなどの農業等を活かした観光事業などに取り組めると良い。
- 川越町では子育て支援の取り組みに力を入れているが、父親が育児を助けるのではなく、参加する意識を広く醸成することで、様々な考えが生まれ、男女間でのジェンダーギャップを解消していくような取り組みができると良い。
- 多文化共生の推進に向け、学校教育における外国人児童・生徒への日本語指導体制の充実に加え、外国人児童・生徒の保護者に対しても日本語習得に向けた支援ができると良い。
- 全国的に、農業の兼業化や担い手不足により、耕作放棄地が増加している。用水路を活用した小水力発電や耕作放棄地に太陽光発電設備を設置するなどの事例もあり、地域の特性に応じた再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消ができると良い。また、川越高等学校が町内にある強みを活かして、生徒が小中学校で外国語教育を実施するなどの連携ができると良い。

これらの学生の提案に対して、城田町長から「“ないものねだりより、あるものさがし”で、川越町の特徴、強みを伸ばすまちづくりを進めていきたい。そのためにも、将来を担う子どもたちの学びの環境づくりとして、一人ひとりに合ったきめ細かな教育を実施するためのオンライン教育の充実を図りながら、仲間との助け合いや支え合うことの大切さなど、心を育てる教育の充実にも取り組んでいきたい。人と人とのつながり、地域とのつながりを大切にして、魅力ある川越町を創っていくため、引き続き、ローカル、グローバルの両方の視点をあわせもつ、グローバルの視点でご提案をいただきたい」と、コメントがありました。

基本施策別の目標値一覧表

基本方針	基本施策	目標指標		所管課	現状値	目標値		
					(2019)	(2025)	(2030)	
1 安全で快適な暮らしができるまちづくり	1 防災・消防・救急	耐震補強(除却含む。)件数	件	産業建設課	56	106	156	
		ブロック塀等除却件数	件	産業建設課	11	61	111	
		自主防災組織防災訓練参加・実施回数	回	安全環境課	13	20	30	
		防災行政無線個別受信機貸与台数	台	企画情報課	2,720	2,850	3,000	
		消防団員数	人	安全環境課	118	118	118	
	2 交通安全・防犯	犯罪発生率	件/千人	安全環境課	8.03	5.85	3.66	
		交通事故発生率	件/千人	安全環境課	2.66	1.96	1.25	
	3 河川・海岸	朝明川河川堤防強化工事整備率	%	産業建設課	32.4	↗	↗	
		員弁川(町屋川)河川堤防強化工事整備率	%	産業建設課	18.5	↗	↗	
	4 上下水道	水道管耐震化率	%	上下水道課	19	27	34	
	5 環境共生	一人あたりのごみ排出量	kg	安全環境課	214	194	190	
	2 便利で活気ある暮らしができるまちづくり	1 市街地・住環境	地籍調査の実施面積	%	産業建設課	20.3	33	39
			特定空家の件数	件	安全環境課	0	0	0
		2 道路・交通	町道の道路改良済の割合	%	産業建設課	68	74	80
			交差点のカラー舗装箇所数	箇所	産業建設課	94	124	149
ふれあいバスの利便性の満足度			%	福祉課	22.5	↗	↗	
3 産業		耕作放棄地	箇所	産業建設課	0	0	0	
		三重県版経営向上計画認定数	件	産業建設課	45	74	109	
	川越工業団地空地件数	件	企画情報課	0	0	0		
3 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり	1 保健・医療	赤ちゃん訪問数	%	健康推進課	96.8	98	100	
		がん検診の受診率平均	%	健康推進課	15.8	18	20	
		健康サポート事業相談者数	人	健康推進課	令和2年度から事業開始	400	450	
	2 子育て支援	保育所待機児童数	人	子ども家庭課	5	0	0	
		学童保育所待機児童数	人	子ども家庭課	0	0	0	
		保育所等巡回支援回数	回	子ども家庭課	44	80	95	
	3 地域福祉	ボランティア連絡協議会の登録者数	人	福祉課	147	176	200	
		ボランティア連絡協議会の団体数	団体	福祉課	15	17	20	
		福祉協力員数	人	福祉課	66	116	136	

積算根拠	資料・出典
年間10件の実施をめざす	
年間10件の実施をめざす	
地区ごとの防災訓練の実施回数の合計(町主催の総合防災訓練に地区が参加した場合も含む。)	
年間30台の新規貸与をめざす	
条例で定める消防団員の定員数の確保	川越町消防団員の定員、任免、 服務等に関する条例
人口1,000人あたりの犯罪認知件数(北勢地域において最も低い犯罪発生率をめざす)	三重県
人口1,000人あたりの人身事故件数(北勢地域において最も低い交通事故発生率をめざす)	三重県
県と協力し、確実な進捗をめざす	
県と協力し、確実な進捗をめざす	
基幹管路の耐震管延長／基幹管路延長	
過去5年度内の最小値をめざす	
第7次国土調査事業十箇年計画	
特定空家に指定された建物	
道路幅員4m以上、または幅員4m以上で道路構造令に適合する道路の割合について、年間1.2%の道路改良をめざす	
年間5件の実施をめざす	
住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
農地パトロールなどにより耕作放棄地として判断された土地	
商工会連合会設定目標×朝明商工会地区別会員数案分率	商工会連合会設定目標
企業の撤退等により空地となっている土地	
4か月までの新生児及び乳児訪問実施率	
5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん)の平均受診率	
初年度(令和2年度)は350人の相談実施、以降、年間10人の増加をめざす	
保育所(園)の保育士不足などから入所できない児童数	
学童保育所に受入可能数の超過から入所できない児童数	
みえ発達障がい支援システムアドバイザーが実施する保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校に在籍している障害のある児童を対象とした巡回支援の回数	
新規ボランティアの養成、既存グループの拡充に取り組み、200人をめざす	
10年間で新規のボランティアグループ5団体増をめざす	
よりきめ細やかな支援体制を確立するため、50人の増員をめざす(50世帯に1人の配置)	

基本方針	基本施策	目標指標		所管課	現状値			目標値				
					(2019)	(2025)	(2030)	(2019)	(2025)	(2030)		
3	支え合いで 安心な 暮らしができる まちづくり	4	高齢者 福祉	要支援・要介護認定を受けていない人の割合	%	福祉課	87.2	88	90			
				介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による「現在の程度幸せですか」の平均点	点	福祉課	7.2	7.5	8			
				在宅介護実態調査による介護保険サービスに「特に不満はない」人の割合	%	福祉課	81.3	83	85			
		5	障害者 福祉	障害福祉施設利用から一般就労への移行人数	人	福祉課	1	2	3			
4	人を育み 心豊かな 暮らしができる まちづくり	1	学校教育	「自分にはよいところがある」について肯定的回答	%	学校教育課	80	↗	↗			
				授業に対する満足度	%	学校教育課	82	↗	↗			
		2	生涯学習	生涯学習講座定員に対する定員達成率	%	生涯学習課	81	90	100			
				図書貸出冊数	冊	生涯学習課	77,097	80,000	85,000			
				うち住民の貸出冊数			51,308	55,000	60,000			
				青少年育成活動参加者数	人	生涯学習課	1,750	1,950	2,100			
				スポーツ・レクリエーションイベント、大会等の開催数	回	生涯学習課	24	30	33			
		3	人権尊重・ 共生	自主事業のチケット販売率	%	生涯学習課	74	85	100			
人権学習会参加者の満足度	%			生涯学習課	84	↗	↗					
				町の各種委員会における女性委員の割合	%	企画情報課	26.4	28	33			
5	協働と信頼の まちづくり	1	地域活動	地域活動に参加している割合	%	総務課	39.8	↗	↗			
				広報・広聴	広報・情報公開の満足度	%	企画情報課	40.4	↗	↗		
		2	広報・広聴	住民向けメール配信加入者数	人	企画情報課	2,298	3,100	3,600			
				窓口など行政サービスの満足度	%	企画情報課	40.1	↗	↗			
				経常収支比率	%	総務課	67	70%以下	75%以下			

積算根拠	資料・出典
100%—要介護（要支援）認定率	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「健康について」の項目中、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点とした、幸せ度合いの点数の平均点	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
在宅介護実態調査で、介護保険サービスを利用している人のうち、「特に不満はない」を選択した人の割合	在宅介護実態調査
障害者計画等の作成に係る厚生労働省の基本指針を盛り込み作成した川越町障害者計画に掲げている成果目標	川越町障害者計画
全児童・生徒向けのアンケート調査の項目「自分にはよいところがある」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全児童・生徒向けのアンケート調査
全国学力・学習状況調査の項目「授業内容はよくわかりますか」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全国学力調査受験者対象のアンケート調査
目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
年間1,000冊の貸出増をめざす	川越町あいあいセンター図書室年報
年間30人の増加をめざす	
生涯スポーツを推進するため、イベントや大会開催回数の増加をめざす	
目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
参加者対象のアンケート調査の該当項目について、「よかった」と回答した人の割合	参加者対象のアンケート調査
各種委員会において、女性委員数1名増をめざす	
住民意識調査の該当項目について、「参加している」と回答した人の割合	住民意識調査
住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
年間100人の新規登録をめざす	
住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
中長期的に健全な財政運営を行うため、経常収支比率を目標値以下に抑制する（経常収支比率…経常的な収入に対して、経常的に支出する経費の占める割合）	

総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGsは、国際社会全体の開発目標です。総合計画の推進にあたっては、SDGsが目指す17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

SDGsの17の目標と基本計画における町の施策・事業方針との関係

SDGs 17の目標



【ゴール①】 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。

【町の施策・事業方針】

- 生活に困窮する住民に対して、自立した生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもとで総合的な支援を行います。



【ゴール②】 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 将来の農業の担い手の確保・育成に継続的に取り組み、安定した食料生産ができるよう農業を支援します。

3 すべての人に
健康と福祉を



【ゴール③】 **すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 交通事故の撲滅に向けて、交通安全対策を推進します。

4 質の高い教育を
みんなに



【ゴール④】 **質の高い教育をみんなに**

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体のはたすべき役割は非常に大きいといえます。そのため、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

【町の施策・事業方針】

- 学校と家庭・地域・行政が連携して、みんなで子どもの成長を支えます。
- 住民一人ひとりのニーズに応じた多様な生涯学習を支援します。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



【ゴール⑤】 **ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

【町の施策・事業方針】

- 配慮を必要とする児童・生徒に寄り添った学校教育を行います。
- 性別に関わりなく活躍できる、男女共同参画社会を推進します。



【ゴール⑥】安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されるところが多く、水源地の環境保全をつうじて、水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

【町の施策・事業方針】

- 上下水道施設の維持・整備を行い、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、生活排水を適切に処理します。
- 河川等の環境保全をつうじて、水質の保全に努めます。



【ゴール⑦】エネルギーをみんなにそしてクリーンに

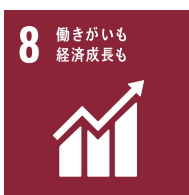
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進に取り組みます。
- 地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を推進します。



【ゴール⑧】働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は経済成長戦略の策定をつうじて、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備をつうじて、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

【町の施策・事業方針】

- 既存の産業集積や地域資源を活かし、地域経済の活性化を進めます。
- 関係機関と連携して、労働者の雇用の安定、雇用創出を支援します。

9

産業と技術革新の
基盤をつくらう

【ゴール⑨】産業と技術革新の基盤をつくらう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

【町の施策・事業方針】

- 市街地整備や道路・橋梁をはじめとする都市基盤を整備します。
- 地域産業の発展につながる施策を推進します。

10

人や国の不平等
をなくそう

【ゴール⑩】人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

【自治体行政のはたし得る役割】

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 様々な生活課題を抱えた人に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、必要な支援を行います。
- 性別や国籍などに関わりなく活躍できる社会づくりを進めます。

11

住み続けられる
まちづくりを

【ゴール⑪】住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【自治体行政のはたし得る役割】

包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは自治体行政にとって重要な目標です。都市化が進む世界のなかで、自治体行政のはたし得る役割は益々大きくなっています。

【町の施策・事業方針】

- 良好な市街地の形成、緑化の推進、文化・スポーツ施設の整備等を計画的に進め、誰もが快適に暮らせる住環境を整備します。
- 道路や上下水道施設等の施設・基盤の耐震化、住宅の耐震化、防災機能を備えた公共施設の整備など、災害に強い基盤整備を進めます。

12 つくる責任
つかう責任



【ゴール 12】 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

【町の施策・事業方針】

- ごみの減量、資源化を進め資源循環型の社会を形成します。
- 低炭素、省資源化、食品ロスの削減、地産地消の推進、住民対象の環境教育の充実を図ります。

13 気候変動に
具体的な対策を



【ゴール 13】 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【自治体行政のはたし得る役割】

気候変動問題は年々深刻化し、既に様々な形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 温室効果ガスの削減に加えて、気候変動の緩和、適応、影響軽減の効果を考慮した地球温暖化対策を推進します。
- 局地化、集中化、激甚化する自然災害に備え、防災・減災対策を強化します。

14 海の豊かさを
守ろう



【ゴール 14】 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【自治体行政のはたし得る役割】

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちなかで、発生した汚染が河川等をつうじて、海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

【町の施策・事業方針】

- 下水道への接続促進などを進め、河川等の水質の保全を進めます。
- 地域での環境美化、清掃活動を進めます。

15 陸の豊かさも
守ろう



【ゴール 15】 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

【自治体行政のはたし得る役割】

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

【町の施策・事業方針】

- まちの緑化、農地の保全、河川や海岸の維持管理など、自然と身近にふれあえる環境づくりを進めます。

16 平和と公正を
すべての人に



【ゴール 16】 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【自治体行政のはたし得る役割】

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 多くの住民の参加を促し、住民参加型の行政運営を進めます。
- 児童虐待をなくすため、関係機関と連携し適切な対応を図ります。
- 犯罪のない安全・安心なまちとするため、地域の防犯活動を充実します。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



【ゴール 17】 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【町の施策・事業方針】

- NPO、住民団体、企業などと行政のパートナーシップ（協力関係）の構築を進めます。

第7次川越町総合計画（基本計画 部門別計画）の基本施策とSDGs（持続

第7次川越町総合計画（基本計画 部門別計画）の各施策の取り組みを進めることが、SDGsの17 SDGsの17の目標（ゴール）との関係を整理しました。

基本施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
基本方針① 安全で快適な暮らしができるまちづくり	1-1 防災・消防・救急							
	1-2 交通安全・防犯			○				
	1-3 河川・海岸						○	
	1-4 上下水道						○	
	1-5 環境共生			○			○	○
基本方針② 便利で活気ある暮らしができるまちづくり	2-1 市街地・住環境			○				
	2-2 道路・交通			○				
	2-3 産業	○	○					
基本方針③ 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり	3-1 保健・医療		○	○				
	3-2 子育て支援	○	○	○	○	○		
	3-3 地域福祉	○	○	○				
	3-4 高齢者福祉			○				
	3-5 障害者福祉	○						
基本方針④ 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり	4-1 学校教育	○			○	○		
	4-2 生涯学習				○	○		
	4-3 人権尊重・共生					○		
基本方針⑤ 協働と信頼のまちづくり	5-1 地域活動							
	5-2 広報・広聴							
	5-3 行財政運営							

可能な開発目標)との関係 ～ 関連する主なSDGsの目標(ゴール)～

の目標(ゴール)の達成につながるものと考えられることから、以下のように各施策の代表的な取り組みと

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
			○		○				○
								○	○
			○		○	○			○
			○			○	○		○
				○	○	○	○		○
	○		○				○		○
	○		○						○
○	○			○			○		○
									○
		○						○	○
		○							○
○		○							○
○		○							○
									○
		○							○
		○					○	○	○
		○					○	○	○
		○	○						○

用語解説

あ行

▶ RPA (アール・ピー・エイ)

ロボティック・プロセス・オートメーション(Robotic Process Automation)の略で、ロボットによる業務自動化の取り組みのこと。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなど様々なアプリケーションを横断し業務を自動化できる。

▶ IoT (アイ・オー・ティー)

Internet of Thingsの略で、モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など)が、ネットワークをつうじてサーバーやクラウドサービスに接続し、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

▶ ICT (アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

▶ 空家バンク制度

空家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空家をこれから利用・活用したいと考えている人に紹介する制度。

▶ 一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として、昼間、保育所などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

▶ インフラ

インフラストラクチャ(infrastructure)の略で、道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、かんがい・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指す。

▶ AI（人工知能）

Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

▶ AIチャットボット

「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。人間同士が会話するチャットに対して、「チャットボット」は、人工知能を組み込んだコンピューターが人間に代わって対話するもの。なお、「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。「ボット」は、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムのこと。

▶ AED（エイ・イー・ディー）

Automated External Defibrillatorの略で、自動体外式除細動器と訳され、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

▶ SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール（なりたい姿）・169のターゲット（具体的な達成基準）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

▶ LED（エル・イー・ディー）

Light Emitting Diodeの略で、導電することによって発光する半導体素子、発光ダイオードのこと。白熱灯や蛍光灯に比べて電気消費量が少なく寿命も圧倒的に長いため、CO₂排出量が少ない、取り替えなどが少なく維持管理コストが安いなどの長所がある。

▶ LNG（エル・エヌ・ジー）

Liquefied Natural Gasの略で、気体である天然ガスを冷却することで液体化した液化天然ガス。動物や植物の死骸が非常に長い年月をかけて分解されることで生成され、用途としては、輸入量の7割近くが火力発電所の燃料、残り3割が都市ガス用として使われている。マイナス162℃程度にまで冷却すると液体になり、気体の状態に比べて体積が600分の1にまで減るといった特徴があり、大量輸送・貯蔵に大変適している。

▶ オープンデータ

インターネットなどをつうじて、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。政府、自治体、研究機関、企業などが公開する統計資料、文献資料、科学的研究資料のほか、図画や動画などのデジタルコンテンツも含み、無償で使うことができ、コンピューターで自動的に加工できるデータ。

▶ 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」のなかで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスを温室効果ガスとして定めている。

か 行

▶ 河床の浚渫^{しゅんせつ}

水深を深くするために、河床の土砂を掘削すること。

▶ 課税客体

租税を賦課する客体となるべき物、行為その他の事実をいう。所得税における所得、印紙税における文書など。

▶ 起業

新しく事業を起こすこと。

▶ キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

▶ 救急救命士

急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に、傷病者を観察し、必要な処置を施すプレホスピタルケア(病院前救護)を担う医療国家資格で、救急救命士が行う処置を救急救命処置といい、気管挿管や静脈路確保(点滴)、薬剤(アドレナリンやブドウ糖)の投与、分娩介助、バイタルサイン測定、心肺蘇生など、緊急時に必要な処置を専門的に行う。

▶ 狭あい道路

幅員4m未満などの狭い道路のこと。

▶ クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、これまでは利用者自身で保有・管理し、利用していたが、クラウドサービスを利用することで、機材の購入やシステムの構築、管理などにかかる様々な手間や時間の削減をはじめ、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがある。

▶ グローバル化

情報通信や交通技術などの発展により、世界が社会的、あるいは経済的に一体化されていく状態を指し、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易をつうじた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

▶ 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。一般的に70~80%が適正水準といわれており、これを超えるとその地方公共団体は、弾力性を失いつつあると考えられている。

▶ 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、日常的に介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のこと。

▶ 減災

被害があってもその被害を最小限に留めるための対策を行うこと。防災とは被害を出さないための対策を行うことであるが、減災は被害を出さないのではなく、ある程度の被害が出ることを想定した上で、その被害をいかに最小限に留めるかという対策を事前に講じる取り組み。

▶ 公営企業会計

公営企業とは、地方公共団体が特別会計を設けて運営される上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業、ガス事業などの事業で、それ自体は法人格を持たず、地方公共団体に帰属する。地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の会計方式を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現すること。

▶ 公害防止協定

地方公共団体や住民と公害発生企業との間に、公害防止を目的に締結される協定。地域の実情や企業の自主的取り組みを含めた、きめ細かな公害対策を企業と自治体が結ぶもので、公害防止の有効な手段の一つとして位置づけられている。

▶ 後期高齢者

「後期高齢者医療制度」、「前期高齢者医療制度」では75歳以上が後期高齢者、65歳以上75歳未満が前期高齢者と分類されていることから、一般的に75歳以上が後期高齢者とされている。

▶ 口腔機能

咀嚼(かみ砕く)・嚥下(飲み込む)・発音・唾液の分泌などに関わり、食べる、話すなど、社会のなかで健康な生活を営むための原点ともいうべき機能。

▶ 公債費負担比率

地方公共団体の一般財源総額に占める公債費の比率。公債費は、人件費や扶助費などと同じく義務的な経費であり、財政構造の硬直化の要因となる。一般的に15%が警戒水準、20%が危険水準といわれている。

▶ 子ども110番の家

子どものための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所のこと。

▶ 在宅医療

通院が困難になったとき、かかりつけ医の訪問による診療や治療、処置などを受けながら、自宅などの住み慣れた場所で病気の療養を行うこと。医療技術や医療機器の進歩により、病状が安定していれば、自宅などの日常生活の場所においても入院している場合と同じような医療が受けられるようになってきている。

▶ サイバー攻撃

サーバーやパソコン、スマートフォンなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークをつうじて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。特定の組織や企業、個人を標的にする場合や、不特定多数を無差別に攻撃する場合があります、その目的も様々で、金銭目的のものもあれば、ただの愉快犯的な犯行も多くある。

▶ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値。通常は過去3年間の平均値を指す。財政力指数が1を超える場合、当該地方公共団体は地方交付税の不交付団体となる。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

▶ ジェンダー

男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」、「こうあるのが自然」といったように、社会のなかで共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識などと、それらと関連して作りだされている社会制度や社会構造における性のありようをいう。

▶ 市街化区域

都市計画法第7条に規定され、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街地の形成を図る区域。

▶ 市街化調整区域

都市計画法第7条に規定され、市街地としての開発を抑制する区域。

▶ 自助・共助

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で取り組むこと。

共助とは、地域に協力したり、地域の方々と活動を行ったりするなど、周りの人たちが協力して助け合うこと。

▶ 次世代高速通信（5G）

5th Generation（第5世代移動通信システム）のことで、モバイル通信に用いられる次世代通信規格で、現在移動通信の主軸を担っている4G（LTE）に代わる最新の通信技術。「高速大容量」、「高信頼・低遅延通信」、「多数同時接続」という3つの特徴を持つ。

▶ 自然増減

一定期間における出生・死亡に伴う人口の増減数のこと。

▶ 社会増減

一定期間における転入・転出に伴う人口の増減数のこと。

▶ 社会保障制度

病気・老齢・死亡・出産・ケガ・失業・介護・貧困などが原因で「国民の生活の安定が損なわれた場合」に、国や地方公共団体などが一定水準の保障を行う制度のこと。社会保障制度には医療保険や老齢年金、介護保険などの「生活安定・向上機能」、生活保護制度などの「所得再分配機能」、雇用保険制度などの「経済安定機能」の3つの機能がある。

▶ 生涯現役社会

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わらず活躍できる社会。

▶ 少子高齢化

少子化と高齢化を合わせて作られた言葉で、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準を相当期間下回っている状況で、また、総人口に占める高齢者人口が増大している状況。

▶ 進行管理

計画のなかで、位置付けたスケジュールと、実際の進行状況との間のずれを常に把握し、スケジュール変更や、作業手順の見直しなどを必要に応じて行うことで、ずれを最小限に抑えるようにすること。

▶ 人事評価制度

職員の職務遂行能力・実績を公正に把握することで、より高い能力を持った職員を育成するとともに、能力・実績にもとづく人事管理により、士気高揚を促し、公務能率の向上を図る制度。

▶ 診診連携

医療が進歩し、より専門的な診療が要求されると、患者は複数の診療科に受診することが必要となってくる。日ごろかかっている「かかりつけ医」には、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科などがあり、各々の診療所（クリニック等も含む）が専門分野を中心に、他の診療所と連携しながら患者の診療にあたっていく。この診療所と診療所との間の連携を診診連携という。

▶ 新地方公会計

単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、複式簿記などの企業会計手法を導入する取り組み。全国的に財務書類の作成方法が複数あり、本格的な複式簿記の導入が進んでいない状況を背景に、平成27年1月には固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」が国から示され、地方自治体は当基準による財務書類を平成29年度までに作成・公表することとなった。

▶ スtockマネジメント

施設の点検・調査を行い、施設の状況を的確に把握し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理することをいう。

▶ スマート自治体

AIやRPAなどを活用し、単純な事務作業はすべて自動処理することにより、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供などの業務に注力できる自治体のこと。

▶ 生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」のこと。代表的な生活習慣病としては、がん、高血圧、糖尿病、肥満、脂質異常症、循環器疾患等がある。

▶ 生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15歳以上64歳以下の人口のこと。

▶ セグメント分析

セグメント(segment)とは、ある一定の区分で区切ったまとまりのことで、市場のなかで共通のニーズを持つ、似かよった顧客層の集団のこと。

行政におけるセグメント分析では財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位(セグメント)で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことを指す。

▶ 剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。小型焼却炉の規制強化等により焼却処分ができなくなった剪定枝は、細かく破碎して、舗装材や家畜の敷料として用いられたり、発酵させて堆肥化、また細かく粉碎しておがくず代用の油吸着剤などに活用される事例がある。

▶ Society5.0 (ソサエティ5.0)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいう。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画においてわが国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

た 行

▶ 耐震シェルター

経済的な理由等で大がかりな耐震改修ができない場合など、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれるよう住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)を作り、安全を確保するもの。既存の住宅内に設置し、住み続けながら短期間での設置が可能。

▶ タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

▶ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

▶ 地域経営

地域が所有する人材、環境、文化等の資源を、地域自らが知恵を活かし、創意工夫しながら地域の生活環境、地域社会、地域経済の3つがバランスを取って、地域の持続的な発展に向けて活動すること。

▶ 地域公共交通システム

地域が抱えている特性や課題に応じて、鉄軌道、バス、タクシー（定時定路線型乗合タクシー、デマンド型乗合タクシー）などの地域公共交通を選択しながら、通勤・通学客、買物客、高齢者、障害者など、様々な人々に対して、利用しやすい移動手段を提供していくこと。

▶ チームアプローチ

当事者を取り囲むすべてのスタッフが当事者を中心としてチームを作り、多職種連携・協力で対応を行うこと。

▶ 地区計画

無秩序な開発を防止し、良好な環境の形成・保全を図るため、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定め、道路や公園など公共施設を計画的に整備し、より良いまちへ誘導していく都市計画の制度。

▶ 地産地消

地域で作られた農産物等をその地域内で消費すること。

▶ 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

▶ 地方公営企業法

地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準等に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とした法律。

▶ 超高齢社会

超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があり、65歳以上の人口が全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

▶ 町内総生産額

1年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいう。これは町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すもので、産出額から中間投入（原材料、光熱費等の経費）を控除したもの。なお、ここでいう「生産」には農業、製造業などの物的生産のほか、卸売・小売業、金融・保険業などのサービス生産や農業や水産業などで自家消費にあてられた生産物や所有者自身が使用する住居（持家）のサービスなど、本来貨幣交換をとまわらないものも含まれる。

▶ DV（ディー・バイ）

ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

▶ デマンドタクシー

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。バスとは異なり、事前に登録を行い、予約があったときのみ運行を行うところが多い。

▶ 特定健康診査

各医療保険者が実施する健康診査でメタボリックシンドローム対策として糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に行う健康診査。

▶ 特定妊婦

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合がある。

▶ 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

▶ 都市のスポンジ化

都市の内部で空地や空家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

な 行

▶ 認知症ケア

認知症になっても、その人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けられるようにサポートすること。

▶ 認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。教育・保育を一体的に提供する機能のほかに、相談活動や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を行う機能もあわせ持っている。認定こども園には「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4タイプがある。

▶ 農地パトロール

農地法第30条第1項にもとづく「利用状況調査」として、農業委員会が毎年1回、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等に向け、農地の利用状況調査を行うこと。

は行

▶ ハザードマップ

災害の種類別に想定し得る最大規模の被害を想定し、その被害範囲を地図化したもの。被害想定した災害の規模、被害の拡大範囲および被害程度、さらには、指定緊急避難場所、指定避難所などの情報が既存の地図上に図示されている。

▶ パブリックコメント

行政の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案について、広く住民に公表し、住民から寄せられた意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のこと。

▶ ビッグデータ

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などにもない生成される、大容量のデジタルデータで、一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す。

▶ 避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、災害が発生し、または、発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。

▶ 病診連携

病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、患者のために互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

▶ ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

▶ 普通救命講習

傷病者を救命することを目的として、救急隊の現場到着前に現場に居合わせた人が、適切な応急手当を速やかに実施できるようにするための講習会。その他、講習内容に応じて、応急手当講習、上級救命講習がある。

▶ 保水機能

雨水が浸透し滞水層に一時的に留まる機能。

▶ 補装具

身体障害者等の身体機能を補完し、または、代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの。具体的には、義肢(義手・義足)・装具・車いすなど。

ま 行

▶ マイナンバー

住民票を持つすべての人に一人ずつ異なる12桁の番号を付番することにより、国や自治体など複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認し、効率的な情報の連携を図ろうとするもの。この制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としている。

▶ まち・ひと・しごと創生

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成(まち)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出(しごと)に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

▶ マネジメント

組織の成果を上げるためにヒト・モノ・カネなどの経営資源を効率的に活用し、リスク管理を行って、あらかじめ設定した組織の目標やミッション達成をめざすこと。

▶ マンホールトイレ

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。

▶ 未利用地

本来、建築物などが建てられるなど、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。

▶ 無線LAN

電波による通信を利用して、ケーブルなしでデータを送受信するLAN(Local Area Network)のこと。スマートフォンやタブレット、ノートパソコン、プリンター、ゲーム機などを無線LANアクセスポイントを介してインターネットに接続できる。

や 行

▶ 遊水機能

降った雨や川からあふれた水が一時的に滞留する機能。

▶ 要介護者

介護保険サービスを利用するため、町に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人のこと。

ら 行

▶ ライフサイクルコスト

製品や建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。生涯費用とも呼ばれ、建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。

▶ ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。また、家族で見ると新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

▶ リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。

▶ 老年人口

年齢別人口のうち、65歳以上の人口のことを指す。

▶ ローリング方式

実施計画の策定方式のこと。向こう3年間の計画を毎年見直すことにより、2年間で重複させる。ローリング(回転、ころがり)するような策定の仕方であることからこう呼ぶ。

わ 行

▶ Wi-Fi (ワイ・ファイ)

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。Wi-Fi Allianceという無線LAN製品の普及促進を図ることを目的とした業界団体の名称で、無線LANの認定規格の一つとされ、互換性のある規格製品であることを示すロゴのようなもの。



 川 越 町

令和3年3月

発行 川越町役場 企画情報課

電話 059-366-7112

FAX 059-364-2568

E-mail k-kikaku@town.kawagoe.mie.jp

